

高取まちづくり協議会

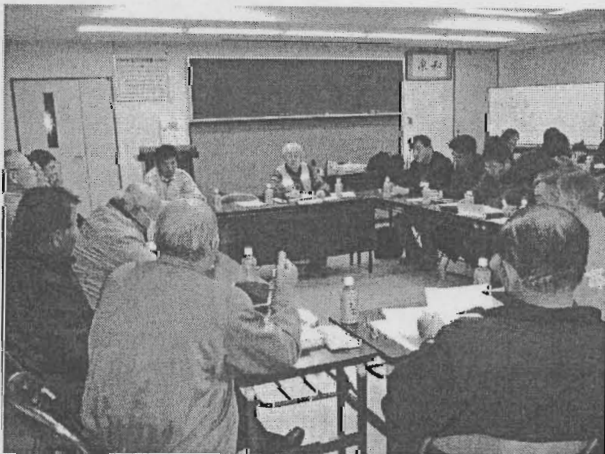
第5回 通常総会



たかとりブルーパトロール



ガーデニング講習会



災害対応体制会議



稗田川へ彼岸花植栽

日時 平成25年5月21日(火)
午後7時00分から

会場 高取公民館 会議室(1階)

高取まちづくり協議会

第5回通常総会次第

- 1 開会のことば
- 2 市民憲章唱和
- 3 定足数の確認報告
- 4 会長あいさつ
- 5 議事録署名人の選任
- 6 議 事
 - 第1号議案 平成24年度 事業報告の承認について P 2
 - 第2号議案 平成24年度 収支決算の承認について P 3
 - 第3号議案 平成25年度 事業計画(案)の承認について P 4
 - 第4号議案 平成25年度 収支予算(案)の承認について P 5
 - 第5号議案 規約改正(案)について P 6
 - 第6号議案 役員(案)について P 13
- 7 新役員紹介
- 8 来賓祝辞
- 9 閉会のことば

参考資料

- ・代表理事・理事・会員・協力団体名簿(案) P 14
- ・貸出備品項目一覧 P 17
- ・実施事業グループ編成名簿(案) P 18

第1号議案

平成24年度 高取まちづくり協議会事業報告書

1. 事業実施の方針

高取まちづくり協議会は、論地町、向山町、本郷町、清水町の高取小学校区内の住民が互いに協力をし、地域共通の課題の解決に努めることにより、住民相互の連帯感と自治意識の向上を図るとともに「心ふれあいう安全・安心なまちづくり」を推進することを目的として、下記の事業を実施した。

2. 事業の実施に関する事項

区分	事業内容	実施日	実施場所	実施状況
1 防犯事業	1) 防犯パトロール事業 (たかとリアールパトロール隊)	4月～3月	高取小学校区	週6回程度 パトロール日数244日 参加人数延べ658名 ・夏休み期間には、高取小学校先生の協力を得た。(10日間) ・年末特別パトロール(12月28日～31日) 参加人数延べ34名
	2) 徒歩パトロール事業	5月15日(火)、7月17日(火) 9月14日(金)、11月15日(木) 1月15日(火)、3月15日(金)	高取小学校区	緊急事態未発生のため実施せず
	3) 緊急パトロール事業	6月17日(日)〔論地町〕、7月8日(日)〔向山町〕 9月2日(日)〔本郷町〕、10月7日(日)〔清水町〕 毎週水曜日と金曜日	高取小学校区	高浜シルバ一人材センター様 参加人数延べ120名 《 》はパトロール実施した場所
	4) 散歩パトロール事業	5月15日(火) 11月7日(水)	高取小学校区 中央公民館にて 中央公民館にて	高取婦人会様 参加人数延べ480名 参加人数 新規6名 更新46名 参加人数 新規1名 更新7名
	5) 青パト講習会参加事業	9月2日(日)	高取小学校区	各町内会にて行われる高浜市総合防災訓練参加者へ、防災とまちづくり意識の啓発品としての配布物として、パンの缶詰を準備した。
2 防災事業	1) 総合防災訓練事業	4月～3月	まち協事務所・高取公民館	未実施。代りに自然災害に対する高取地区4町の対応を早急に作り、災害発生時実際に動ける体制を確立していくため、24年7月より「防災体制検討会議」を設置。(月1回ペースで開催)
	2) 防災講演会開催事業	4月～3月	高取小学校区	ベトナムキヤップ分別回収 3月末までの集計94162個 ガラス避けネットを各町内会へ配布した。
3 環境美化事業	ごみ分別収集の指導	25年5月21日(火)	通常総会会場内に掲示	作品26枚
	不投票等防止事業	6月17日(日)	高取公民館玄関付近	ひまわりの苗植え。参加人数 7名
	まち発見ウォーキング事業	5月26日(土)	フレンド公園及び外淵橋周辺	芝刈機の取扱講習会。参加人数 15名
	ガーデニング事業	5月26日(土)、12月16日(日)	藤浦園芸㈱	ガーデニング講習会 延べ参加人数 57名。
		7月1日(日)	稗田川法警橋～前橋間	一般含め植栽参加者 152名
4 地域団体支援事業	2) 稗田川「花と緑ふれあひ公園」事業	5月6日(日)、7月8日(日) 9月9日(日) 5月6日(日)、25年3月10日(日)	稗田川法警橋～前橋間 稗田川法警橋～法警橋間 五反田グラウンド北側～前橋間	環境整備として草刈りを行った。 (間伐は12/18、20、21 1/10 法警橋～中学橋間) ライラック10本、花海棠4本、クスギ1本を植栽した。
	1) あいさつ・声かけ事業	25年5月10日(金)	高取公民館会議室	デジカメコンテスト応募作品16点。優秀作品を表彰した。
5 お知らせ事業	2) ふれあひ交流事業	4月～3月		(子ども会を中心として行う)
	3) 稗田川樹木看板設置事業	8月25日(土)	フレンド公園及び稗田川遊歩道	参加人数 約250名
	4) 地域団体からの要請事業			
	広報誌「いなほ」発行	6月、8月、10月、3月	高取小学校区	高取地区約2千世帯

第2号議案

平成24年度 高取まちづくり協議会収支決算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位:円)

I 収入の部	科目	予算額	決算額	対予算差額	備考
1	交付金等収入	8,137,000	8,058,000	△ 79,000	市からの交付金(未実施事業返還¥79,000)
2	参加費収入	40,000	57,000	17,000	ガーデニング講習会参加費
3	雑収入	30,000	44,568	14,568	預金利息、コピー代
4	前年度繰越金	1,155,712	1,155,712	0	
収入合計		9,362,712	9,315,280	△ 47,432	

II 支出の部	科目	予算額	決算額	残額	備考
1	事業費	5,937,000	5,841,015	95,985	
1)	防犯パトロール事業	897,000	851,605	45,395	
	青パト事業	865,000	791,475	73,525	燃料、保険、タイヤ、謝礼、飲料、防犯ベスト・帽子
	徒歩パト事業	18,000	36,610	△ 18,610	飲料代、謝礼
	緊急パト事業	2,000	0	2,000	(2,000円未実施事業にて返還)
	散歩パト事業	12,000	23,520	△ 11,520	飲料代
2)	防災事業	298,000	352,173	△ 54,173	
	総合防災訓練事業	221,000	352,173	△ 131,173	町内会訓練費、パト缶詰、のぼり旗、消火器格納箱、AEDパッド代
	防災講演会開催事業	77,000	0	77,000	(77,000円未実施事業にて返還)
3)-1	環境美化事業	770,000	743,966	26,034	
	ごみ分別収集の指導	10,000	4,788	5,212	掲示板
	不法投棄等防止事業	70,000	64,890	5,110	カラスネット
	まち発見ウォーキング事業	25,000	12,670	12,330	写真印刷インク・用紙代
	ガーデニング事業	665,000	661,618	3,382	講習会参加費、ひまわり種・肥料、芝刈機
3)-2	稗田川花と緑ふれあい事業	2,622,000	2,699,289	△ 77,289	球根・花木代、刈払機3台、看板、工具、植栽PR代、お土産等、間伐・片づけ代
4)-1	あいさつ・声かけ事業	250,000	63,950	186,050	炊き
4)-2	ふれあい交流事業	500,000	500,000	0	子ども会交流事業費
4)-3	稗田川樹木看板設置事業	300,000	290,762	9,238	パト会場設営費、消耗品費
4)-4	地域団体からの要請事業	100,000	235,270	△ 135,270	ジャンパー、八反田公園魅力アップ事業の準備費
5)	広報誌いなほ発行事業	200,000	104,000	96,000	印刷代 4回
2	管理費	2,538,000	2,107,130	430,870	
1)	謝礼	1,820,000	1,652,300	167,700	団体・事務局謝礼、役員・事業活動費
2)	会議費	70,000	30,754	39,246	飲料代
3)	旅費交通費	8,000	0	8,000	
4)	消耗品費	200,000	109,200	90,800	事務用品、雑費
5)	通信運搬費	40,000	37,679	2,321	電話代・切手・ハガキ代
6)	手数料	250,000	205,806	44,194	複写機リース・コピー代
7)	保険料	150,000	71,391	78,609	活動保険料
3	予備費	887,712	0	887,712	
支出合計		9,362,712	7,948,145	1,414,567	

次期繰越収支差額	収入	支出	残額	次年度へ繰越
	9,315,280	7,948,145	1,367,135	

監査報告

上記の収支決算報告について詳細に監査の結果、適正であることを認めます。

平成25年4月12日

監事 深谷洋定

監事 杉浦正博

監事 神谷強

第3号議案

平成25年度 高取まちづくり協議会事業計画書(案)

1. 事業実施の方針

高取まちづくり協議会は、これまでの取り組みを振り返りながら、まちづくりの輪が広がるように、校区内の住民・団体との連携を強化しながら、高取地区の課題解決、魅力を伸ばす事業を実施する。

2. 事業の実施に関する事項

区分	事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 防犯事業	①防犯パトロール事業 ②徒歩パトロール事業 ③緊急パトロール事業 ④軽歩パトロール事業 ⑤青パト講習会に参加												○年末特別パトロール
	2)【新規】たかとり安全・安心マップ等作成事業												マップ作成
2 防災事業	1) 総合防災訓練事業												のぼり旗の設置場所決め
	2) 防災体制構築事業												○9/1
3 環境美化事業	①ごみ減量事業												
	②まちなか美化事業												○9/15
4 地域団体支援事業	2) 神田川「花と緑ふれあい公園」事業												○4/1ヒマワリ鑑賞会 ○5/18 ガーデニング講習会 ○6/22穴掘り ○6/30彼岸花球根植栽 「ひえだ川の四季」デジタルカメラコンテスト募集(2月) → ○4/28草刈 ○7/6草刈 ○8/31草刈 ○間伐、処分 ○枯木補充
	3)【新規】八反田公園・魅力アップ事業												○未定
5 おおらぎ事業	1) ふれあい事業												
	2) 神田川樹木看板設置事業												○8/4
6 神田川清流まつり事業	3)【新規】神田川「川のみち」コミュニティ駅												○未定
	4) 地域団体からの要請事業												
5 おおらぎ事業	広報誌「いなほ」発行												○未定
6 神田川清流まつり事業	【新規】神田川清流まつり事業												○未定

第4号議案

平成25年度 高取まちづくり協議会収支予算書(案)

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位:円)

I 収入の部	科目	25年度予算額	24年度決算額	増減額	備考
1	交付金等収入	7,389,000	8,058,000	△ 669,000	市民予算枠事業交付金 6,510,000円 地域内分権推進事業交付金879,000円
2	参加費収入	70,000	57,000	13,000	講座等参加費
3	雑収入	40,000	44,568	△ 4,568	預金利息、コピ代
4	前年度繰越金	1,367,135	1,155,712	211,423	
収入合計		8,866,135	9,315,280	△ 449,145	

II 支出の部	科目	25年度予算額	24年度決算額	増減額	備考
1	事業費 計	5,689,000	5,841,015	△ 152,015	
1)	防犯事業	1,086,000	851,605	234,395	
-1	防犯事業	963,000	851,605	111,395	燃料、保険、修繕、謝礼、飲料、防犯ヘルメット・帽子等(車検:25年度)
-2	たかとり安全・安心マップ作成事業	123,000	0	123,000	【25年度より新規事業】のぼり旗、ラベルシール等
2)	防災事業	378,000	352,173	25,827	
-1	総合防災訓練事業	111,000	108,000	3,000	四町内会規定額訓練費
-2	防災体制構築事業(防災講演会事業を統合)	267,000	244,173	22,827	(防災に関する講演会)講師謝礼、消耗品(炊き出し訓練) 具材、資材等
3)-1	環境美化事業	220,000	743,966	△ 523,966	
①	ごみ減量事業	70,000	69,678	322	エコキャップ回収箱、カスネット、看板
②	まちなか美化事業	150,000	674,288	△ 524,288	PR代、カーテニング講習会参加代(芝刈機1台購入:24年度のみ)
3)-2	稗田川花と緑ふれあい事業	2,075,000	2,699,289	△ 624,289	球根・花木、工具、間伐代、チラシ印刷代、消耗品、コンテスト賞品代
3)-3	八反田公園魅力アップ事業	295,000	0	295,000	【25年度より新規事業】棚資材、植樹・剪定器具借用料等
4)-0	あいさつ・声かけ事業	0	63,950	△ 63,950	(タスキ代)24年度まで)
4)-1	ふれあい事業	500,000	500,000	0	子ども会交流事業
4)-2	稗田川樹木看板設置事業	287,000	290,762	△ 3,762	イベント会場設営費、消耗品費
4)-3	稗田川「川のみち」コミュニティ駅伝事業	100,000	0	100,000	【25年度より新規事業】コース設営費、資材費、チラシ作成費
4)-4	地域団体からの要請事業	100,000	235,270	△ 135,270	2団体×50,000円
5)	広報誌いなほ発行事業	156,000	104,000	52,000	カラー印刷代(6回)
6)	稗田川清流まつり事業	492,000	0	492,000	(25年度限り)アトラクション演者謝礼、設営準備、案内看板、消耗品等
2	管理費 計	2,368,000	2,107,130	260,870	
1)	謝礼	1,800,000	1,652,300	147,700	団体・事務局謝礼、役員・事業活動費
2)	会議費	50,000	30,754	19,246	飲料代
3)	旅費交通費	8,000	0	8,000	交通費
4)	消耗品費	120,000	109,200	10,800	事務用品、事務所消耗品など
5)	通信運搬費	40,000	37,679	2,321	電話代・カキ・切手代
6)	手数料	250,000	205,806	44,194	コピー機リース料、コピー料
7)	保険料	100,000	71,391	28,609	活動保険料
3	予備費	809,135	0	809,135	
支出合計		8,866,135	7,948,145	917,990	

科目間の流用は認める。

第5号議案

高取まちづくり協議会 規約改正(案)について

平成20年8月30日 施行

平成24年4月 1日 一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、高取まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、高浜市向山町一丁目214番地4に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協議会は、高取小学校区内の住民が互いに協力し、地域共通の課題の解決に努めることにより、住民相互の連帯感と自治意識の向上を図るとともに、心ふれあう安全・安心なまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯事業
- (2) 防災事業
- (3) 環境美化(稗田川「花と緑のふれあい公園」プロジェクトは平成26年度にて再考するものとする。)
- (4) 町内会等関係団体よりのすべての新規要請事業

2 前項第4号の新規事業の可否については、期首、期中を問わず代表者会出席者の過半数により議決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。なお、代表者会は、前項の規定により新規事業の議決を行ったときは、速やかに理事会に報告するものとする。

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 協議会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 役員(会長、副会長(防犯・防災グループリーダーを兼務)、会計)、監事及び事務局長

改正案

- (1) 役員(会長、副会長、会計)、監事、事務局長及び事務局次長

- (2) 代表理事は、四町内会会長、グループリーダー、高取公民館、高取小学校PTA、高取地区子ども会、高取婦人会、いきいきクラブ、かるがも会の各々の代表者とする。

改正案

代表理事は、四町内会会長、グループリーダー、高取公民館、高取小学校PTA、高取地区子ども会、高取婦人会、いきいきクラブの各々の代表者とする。

※かるがも会を削除

- (3) 理事は、四町内会副会長とその他の団体は代表理事以外とする。

改正案

- (3) 理事は、前四町内会会長、四町内会副会長と高取小学校区内の団体の代表者とする。

- (4) 会員は、役員、代表理事、理事の任期満了後本人意思により引き続き協議会活動に賛同する方または、協議会活動に賛同する高取小学校区内在住及び在勤の個人、団体、企業とする。

(5) 高取小学校長、高浜中学校長、南中学校長はオブザーバーとする。

(入会)

第6条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) 高取小学校区内に在住し、若しくは在勤する者又は協議会が実施する事業に関係する者であること。

(2) 宗教活動に利用する者でないこと。

(3) 暴力団員又はその関係者でないこと。

2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書（以下「申込書」という。）を会長に提出しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 別に定める退会届（以下「退会届」という。）を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第4章 役員等

(役員等の定数)

第9条 協議会の役員等の定数は次のとおりとする。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人以上3人以内

(3) 代表理事 15人以内

(4) 理事 45人以内

(5) 監事 1人以上3人以内

(選任等)

第10条 役員は、総会において選任する。

改正案

1 役員及び監事は、総会において選任する。

2 監事及び事務局長は、前代表理事より選任する。ただし、再任の場合はこの限りではない。

改正案

2 事務局長及び事務局次長は、全会員の中から会長が選任する。

3 監事は、理事又は協議会の事務局職員を兼ねることができない。

4 役員はすべて再任を妨げない。

改正案

削除（第12条に再任を妨げないとの規定があるため）

(職務)

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 代表理事は、会長及び副会長を補佐し、この規約の定め並びに総会、代表者会及び理事会の議決に基づき、協議会の業務を執行する。

4 理事は、理事会を構成し、この規約の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、協議会の業務を執行する。

5 監事は、協議会の会務の執行及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(任期等)

第12条 役員、監事、事務局長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

改正案

第12条 役員、監事、事務局長及び事務局次長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない

2 補欠のため、又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第13条 事務局長の報酬は、月5万円とする。

2 その他必要な事項は、会長が別に定める。

改正案

第13条は削除

(顧問)

第14条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、若干名とし、有識者のうちから、代表者会の推薦を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、必要に応じ、会議に出席して意見を述べるができる。

(事業グループ)

第15条 協議会に、第4条各号に掲げる事業を遂行するために事業グループを設けることができる。

2 代表理事及び理事は、いずれかの事業グループに所属するものとする。この場合において、事業遂行上必要があると認めるとき、又は本人が希望するときは、複数の事業グループに所属することができる。

3 事業グループにグループリーダーを置き、グループ員より選任する。

4 事業グループは、所掌する事業の企画運営を行う。

(事務局及び職員)

第16条 協議会に、事務を処理するための事務局を設け、事務局長、会計及びその他の職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要事項は、代表者会の議決を経て会長が別に定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第17条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第18条 総会は、代表理事及び理事をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員の選任又は解任

(5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表者会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 代表理事及び理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第21条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項各号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が出席できない場合は、出席した役員の中から議長を選出する。

(定足数)

第23条 総会は、代表理事及び理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約で別に定める場合を除き、出席した代表理事及び理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第25条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代表理事及び理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の代表理事及び理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した代表理事及び理事は、第23条、前条第2項、次条第1項第2号及び第44条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する代表理事及び理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 代表理事及び理事総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、代表理事及び理事をもって構成する。

(権能)

第28条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(開催)

第29条 理事会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が出席できない場合は、出席した役員の中から議長を選出する。

(議決)

第32条 理事会における議決事項は、第30条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

改正案

理事会の議事は、代表理事及び理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第33条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない代表理事及び理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決した代表理事及び理事は、次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する代表理事及び理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 代表理事及び理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 代表者会

(構成等)

第35条 代表者会は、会長、副会長、代表理事、事務局長及び会計をもって構成する。

改正案

代表者会は、会長、副会長、代表理事、事務局長、事務局次長及び会計をもって構成する。

(権能)

第36条 代表者会は、次の事項について議決する。

(1) 理事会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 町内会等関係団体よりの新規提案事業に関する事項

(4) その他会務の執行に関する事項

(会議)

第37条 代表者は、会長が必要と認めた場合に開催する。

2 代表者は、会長が招集する。

3 代表者の議長は、会長がこれに当たる。

4 代表者の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 寄付金品

(2) 財産から生じる収入

(3) 事業に伴う収入

(4) その他の収入

(事業計画及び予算)

第39条 協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第40条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、代表者の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第41条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、代表者の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第42条 協議会の事業報告及び収支決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第43条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第44条 この規約は、総会に出席した代表理事及び理事の4分の3以上の議決を経なければ変更できない。

(解散)

第45条 協議会は、総会の議決に基づいて解散する。

2 前項の規定により解散する場合は、代表理事及び理事総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第46条 協議会が解散したときに残存する財産は、高浜市に譲渡するものとする。

第10章 雑則

(雑則)

第47条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、代表者の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、協議会の成立の日から施行する。

(経過措置)

- 2 協議会の設立当初の役員は、第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 4 協議会の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

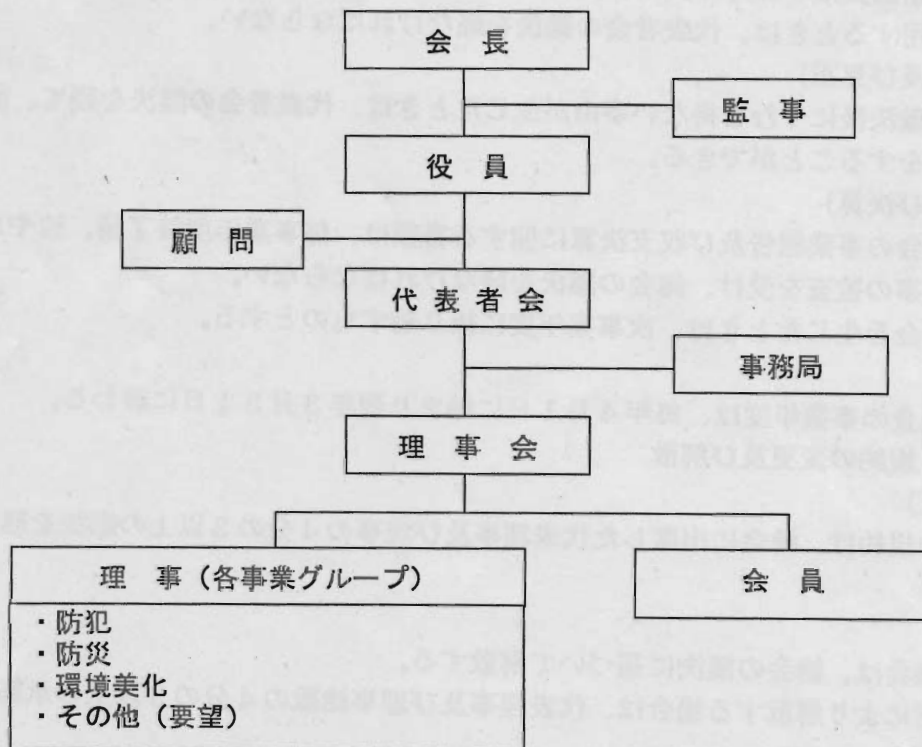
この規約は、平成24年4月1日より施行する。ただし、第10条第5項の改定規定は、平成23年10月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成25年 月 日より施行する。

組織図



第6号議案

平成25年度 高取まちづくり協議会 役員（案）について

役職名	区分	氏名	備考
会長	継続	酒井康満	八反田公園魅力アッププロジェクトリーダー
副会長	継続	荒川昭治	稗田川清流まつりプロジェクトリーダー
副会長	継続	佐野松男	防犯グループリーダー
副会長	継続	杉浦秀敏	防災グループリーダー

事務局長	継続	神谷文夫	向山町
事務局次長	新規	丸木久芳	向山町町内会24年度会長
会計	継続	服部允彦	清水町

監事	継続	杉浦正博	論地町
監事	継続	深谷洋定	清水町
監事	新規	杉浦祚文	論地町町内会24年度会長

参 考

役 職 名	区分	氏 名	備 考
代表理事	新規	深 谷 忠 道	清水町町内会 25年度会長
代表理事	新規	川 角 和 行	本郷町町内会 25年度会長
代表理事	新規	小 野 行 信	向山町町内会 25年度会長
代表理事	新規	川 角 満 乗	論地町町内会 25年度会長
代表理事	継続	神 谷 俊 夫	稗田川「花と緑ふれあい公園」プロジェクトリーダー
代表理事	継続	野々山 安 清	環境美化グループリーダー
代表理事	新規	鍋 田 裕 久	安全・安心マップ等作成プロジェクトリーダー
代表理事	新規	神 田 基 安	公民館スポーツ運営委員
代表理事	継続	竹 内 亨 弘	高取公民館 館長
代表理事	新規	浅 岡 淳 一	高取小学校PTA 25年度会長
代表理事	新規	竹 内 康 子	高取地区子ども会 25年度副会長
代表理事	新規	加 藤 美 枝子	高取婦人会 25年度会長
代表理事	新規	杉 浦 匡	いきいきクラブ親友会 25年度会長

オブザーバー	神 谷 勇 二	高取小学校 校長
オブザーバー	都 築 公 人	高浜中学校 校長
オブザーバー	高 橋 正	南中学校 校長

顧 問	小野田 由紀子	高浜市議会議員
顧 問	杉 浦 敏 和	高浜市議会議員

参 考

役 職 名	区分	氏 名	備 考
理 事	新規	深 谷 富 夫	清水町町内会 25年度副会長
理 事	新規	杉 浦 冲 則	本郷町町内会 25年度副会長
理 事	新規	杉 浦 巖	向山町町内会 25年度副会長
理 事	新規	石 川 克 己	論地町町内会 25年度副会長
理 事	継続	磯 野 保 夫	環境美化グループサブリーダー
理 事	継続	荒 川 明 人	稗田川「花と緑ふれあい公園」プロジェクトチームサブリーダー
理 事	継続	青 山 光 博	八反田公園魅力アッププロジェクトチームサブリーダー
理 事	継続	深 谷 清 數	清水町
理 事	新規	加 藤 応 子	高取小学校 教頭
理 事	新規	後 藤 恵 理	高取小学校PTA 25年度副会長
理 事	継続	荒 川 義 孝	高取小学校PTA 22年度会長
理 事	新規	板 倉 美 幸	高取幼稚園PTA 25年度会長
理 事	新規	吉 浦 寿 子	高取幼稚園PTA 25年度副会長
理 事	新規	現 田 美 央	高取保育園保護者の会 25年度会長
理 事	新規	杉 浦 由美子	子ども会（ひまわり） 25年度会長
理 事	新規	小 堀 智 子	子ども会（ろんち） 25年度会長
理 事	新規	兵 藤 真由美	子ども会（なかよし） 25年度会長
理 事	新規	神 谷 清 子	高取婦人会 25年度副会長
理 事	継続	杉 浦 久仁子	高取婦人会 23年度会長
理 事	継続	角 谷 清 一	いきいきクラブ新和会 25年度会長
理 事	新規	杉 浦 博	いきいきクラブ白秋会 25年度会長
理 事	新規	市 村 健 裕	いきいきクラブ清水会 25年度会長
理 事	継続	吉 田 隆 博	消防第4分団 25年度分団長

参 考

役 職 名	区分	氏 名	備 考
会 員	継続	小 高 国 博	向山町
会 員	継続	鈴 木 英 男	清水町
会 員	継続	大 岡 和 弘	本郷町
会 員	継続	神 谷 修	向山町
会 員	継続	角 谷 とみ子	論地町
会 員	継続	井 尾 詩 絵	向山町
会 員	継続	石 川 あい子	論地町
会 員	継続	酒 井 節 子	論地町
会 員	継続	川 角 悦 夫	向山町
会 員	継続	神 谷 香代子	向山町
会 員	継続	浅 野 勝 次	清水町
会 員	継続	杉 浦 邦 彦	向山町
会 員	継続	太 田 邦 弘	向山町
会 員	継続	深 谷 幸 則	論地町
会 員	継続	野々山 千葉子	本郷町
会 員	継続	酒 井 修	論地町
会 員	継続	見 澤 正 弘	清水町
会 員	新規	森 下 雅 臣	向山町
会 員	新規	浅 井 久 枝	本郷町
会 員	新規	高 木 俊 子	論地町
会 員	新規	大 岡 正 代	本郷町
会 員	新規	杉 浦 洋 美	論地町
会 員	新規	飯 本 重 弘	神明町
会 員	新規	生 田 泰 清	本郷町
会 員	新規	杉 浦 嘉 之	向山町
会 員	新規	野々山 啓	本郷町

協力団体	継続	(社)高浜市シルバー人材センター	代表 黒柳 峰代
協力団体	継続	水 明 会	代表 杉浦 好
協力団体	新規	医療法人碧会 グループホームひだまりの家	責任者 澤 健治
協力団体	新規	社会福祉法人昭徳会 授産所高浜安立	責任者 近藤 高史
協力団体	新規	社会福祉法人知多学園 論地がるてん	責任者 磯部 泰久
関係団体	継続	清 流 会	代表 杉浦 勝利

参 考

貸 出 備 品 項 目

品 名	数 量	保管・設置場所	管理者
芝刈り機	1台	水明会倉庫フレンド公園	水明会代表
AED	1台	まち協事務局	まち協事務局長
草刈機（刈払機）	5台	まち協倉庫	まち協事務局長
インバーター発電機	1台	まち協倉庫	まち協事務局長
サークルライト	2セット	まち協倉庫	まち協事務局長
コードリール	2台	まち協倉庫	まち協事務局長
テント 大・小	4セット	農協センター（旧消防倉庫）	まち協事務局長
ワイヤレスアンプ	1台	まち協事務局	まち協事務局長
プロジェクター	1台	まち協事務局	まち協事務局長
ツルハシ	20本	農協センター（旧消防倉庫）	まち協事務局長
エンジンチェーンソー	2台	まち協倉庫	まち協事務局長

*水明会の倉庫は向山町フレンド公園 管理者 杉浦 好様

貸出について

- ・貸出は、高取まちづくり協議会各種団体に限ります。
- ・申請書類を記入して、まち協事務局長へ提出してください。
- ・備品を破損させた場合には必ず管理者に報告してください。

参 考

平成25年度 実施事業グループ編成名簿 (案)

防犯事業、たかとり安全・安心マップ等作成事業グループ

(敬称略)

	氏 名	所 属 団 体 等
防犯リーダー 防犯サブリーダー マップ作成リーダー	佐野松男	本郷町 (マップ作成事業サブリーダー)
	杉浦秀敏	向山町
	鍋田裕久	民生委員
	加藤応子	高取小学校 教頭
	浅岡淳一	高取小学校PTA 25年度会長
	後藤恵理	高取小学校PTA 25年度副会長
	板倉美幸	高取幼稚園PTA 25年度会長
	吉浦壽子	高取幼稚園PTA 25年度副会長
	現田美央	高取保育園保護者の会 25年度会長
	竹内康子	高取地区子ども会 25年度副会長
	杉浦由美子	子ども会 (ひまわり) 25年度会長
	小堀智子	子ども会 (ろんち) 25年度会長
	兵藤真由美	子ども会 (なかよし) 25年度会長

防災事業グループ

(敬称略)

防災リーダー 防災サブリーダー	杉浦秀敏	対策 (まち協副会長)
	佐野松男	救護班責任者 (まち協副会長)
	吉田隆博	消防第4分団 25年度分団長
	深谷忠道	清水町町内会 25年度会長
	深谷富夫	清水町町内会 25年度副会長
	青山光博	清水町町内会 24年度会長
	川角和行	本郷町町内会 25年度会長
	杉浦沖則	本郷町町内会 25年度副会長
	野々山安清	本郷町町内会 24年度会長
	小野行信	向山町町内会 25年度会長
	杉浦巖	向山町町内会 25年度副会長
	川角満乗	論地町町内会 25年度会長
	石川克己	論地町町内会 25年度副会長
	杉浦祚文	論地町町内会 24年度会長
	酒井康満	統括・学校対応班責任者 (まち協会会長)
	荒川昭治	情報班責任者 (まち協副会長)
	加藤応子	高取小学校 教頭
	服部允彦	食料班責任者 (まち協会計)
	鍋田裕久	民生委員
	加藤美枝子	高取婦人会 25年度会長
	神谷清子	高取婦人会 25年度副会長
	神谷文夫	物資調達班責任者 (まち協事務局長)
	神谷俊夫	稗田川「花と緑ふれあい公園」プロジェクトリーダー
	丸木久芳	向山町
	杉浦好	水明会 代表

環境美化事業グループ

(敬称略)

リーダー	野々山 安 清	本郷町
サブリーダー	磯 野 保 夫	清水町
	竹 内 亨 弘	高取公民館 館長
	荒 川 昭 治	本郷町
	深 谷 清 敷	清水町
	杉 浦 久仁子	高取婦人会 23年度会長
	神 谷 清 子	高取婦人会 25年度副会長
	角 谷 清 一	いきいきクラブ新和会 25年度会長
	杉 浦 匡	いきいきクラブ親友会 25年度会長
	杉 浦 博	いきいきクラブ白秋会 25年度会長
	市 村 健 裕	いきいきクラブ清水会 25年度会長

稗田川「花と緑ふれあい公園」プロジェクトチーム

(敬称略)

リーダー	神 谷 俊 夫	本郷町
サブリーダー	荒 川 明 人	本郷町
	荒 川 昭 治	本郷町
	佐 野 松 男	本郷町
	深 谷 忠 道	清水町町内会 25年度会長
	川 角 和 行	本郷町町内会 25年度会長
	小 野 行 信	向山町町内会 25年度会長
	川 角 満 乗	論地町町内会 25年度会長
	加 藤 応 子	高取小学校 教頭
	加 藤 美 枝子	高取婦人会 25年度会長
	杉 浦 好	水明会 代表
※関係団体	杉 浦 勝 利	清流会 代表

八反田公園魅力アップ事業プロジェクトチーム

(敬称略)

リーダー	酒 井 康 満	論地町
サブリーダー	青 山 光 博	清水町
	佐 野 松 男	本郷町
	服 部 允 彦	清水町
	杉 浦 秀 敏	向山町
	杉 浦 正 博	論地町
	杉 浦 祚 文	論地町
	角 谷 清 一	論地町
	磯 野 保 夫	清水町
	丸 木 久 芳	向山町

稗田川「川のみち」コミュニティ駅伝事業プロジェクトチーム

(敬称略)

リーダー	神 田 基 安	論地町
サブリーダー	荒 川 義 孝	向山町
	竹 内 亨 弘	高取公民館 館長

稗田川清流まつり事業プロジェクトチーム

(敬称略)

リーダー	荒 川 昭 治	本郷町
サブリーダー	荒 川 義 孝	向山町
サブリーダー	杉 浦 秀 敏	向山町
	神 田 基 安	論地町

高取まちづくり協議会

住 所	〒444-1313 高浜市向山町一丁目214番地4 高取公民館 2階
TEL/FAX	55-3894
事 務 局	13:30~16:30 (土日祝日以外)
Eメールアドレス	tori-machikyo@katch.ne.jp

高浜市民憲章

わたくしたち高浜市民は、力を合わせ、英知と勇気をもって実践します。

1. スポーツに親しみ、健康な体をつくります。
1. 教養をたかめ、心のかよう家庭をつくります。
1. 仕事に誇りをもち、豊かなまちをつくります。
1. きまりを守り、住みよい社会をつくります。
1. きれいな水と青い空の、美しい郷土をつくります。